

第 3 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 6 年 1 1 月 6 日 (木)

射 水 市 役 所 布 目 庁 舎 3 0 1 号 室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第143号から第146号)
日程第4 議事(議案第138号から第141号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟 木 康 眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出席委員(23人)

1番	石庭	文男	2番	山崎	良吉
3番	熊西	忠治	4番	土合	正夫
5番	中井	敏男	6番	山下	隆之
7番	横山	實	8番	石井	寿男
9番	前花	敏子	10番	山崎	秋夫
11番	永森	薫	12番	三島	博
13番	大松	治雄	14番	舟木	康眞
15番	杉森	雅弘	16番	山本	久雄
17番	水元	睦雄	18番	前田	進
19番	向井	隆一	20番	山谷	孝芳
22番	佐伯	洋作	23番	橋爪	秀夫
24番	永野	邦夫			

欠席委員(1人)

21番 田中 智浩

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

- 報告第143号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第144号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第145号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第146号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第140号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第141号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第35回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「21番 田中委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「3番 熊西委員」「4番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第143号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第143号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第144号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第144号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

これまで 地区で太陽光発電の転用は何㎡くらいになりますか。

事務局

約 20,000 ㎡くらいです。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第145号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第145号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第146号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第146号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第138号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第138号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の9ページをご覧ください。

今回は1件ございます。

【議案第138号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1件は、
譲受人が経営規模拡大を目的とする所有権移転です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第138号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第138号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第139号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第139号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書10ページの議案第139号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第139号を議案書をもとに朗読】

1番は太陽光発電用地の転用申請です。

2番は農家分家住宅の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について山崎良吉委員より説明をお願いします。

山崎委員

議案第139号の1番について説明します。

譲受人は 地内に建設業を営む法人です。

譲受人は太陽光発電による買電収入を得るため、新規に太陽光発電事業を行うための用地を探しておりました。申請地は平坦で日当たりも良く、太陽光発電を設置するにあたり適した立地条件を兼ね備えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について佐伯委員より説明をお願いします。

佐伯委員

議案139号の2番について説明します。

譲受人は 地内に両親と同居する長男です。

現在は、両親と祖母、配偶者と子供 人合計 人で生活しています。

今年の4月からは子供も小学生となり、子供たちの部屋の確保もままならない状態で現在の住宅では手狭となっています。

家族で検討したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第136号について説明します。

1 番について、申請地は上下水道管の埋設されている幅員 4 メートル以上の市道に面し、保育園から約 50 m、公民館から約 5 m の位置にあることからこれを 3 種農地と判断します。

今回の転用目的は、太陽光発電敷地を目的とする申請で、隣接する土地との一体的な利用としての要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2 番については、申請地が 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためのものであり規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 139 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 139 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第 140 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 140 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(堀)

議案書 6 ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の調査結果の報告をお願いします。
これについて、山下委員よりお願いします。

山下委員

さる7月16日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告します。
今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。このような状況から判断して農地に復元することは著しく困難であると考えます。

議長（舟木会長）

以上、三島委員より現地確認調査の結果報告をいただきました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第140号 農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第140号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第141号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第141号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中に2番山崎良吉委員、8番石井委員、12番三島委員が当事者である案件が含まれておりますので農業員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお

願います。

【山崎良委員、石井委員、三島委員退席】

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1,027件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第140号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第140号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

それでは山崎良吉委員、石井委員、三島委員に着席されるよう事務局より伝えてください。

【山崎良委員、石井委員、三島委員着席】

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第35回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時36分

その他報告事項

富山県農業委員等研修大会の開催について

開催日 平成26年11月26日(水) 午後1時30分より

会場 「とやま自遊館」ホール

集合 射水市役所 布目庁舎前へ正午集合

農業委員会懇談会の開催について

開催日 平成26年11月26日(水) 午後6時30分より

会場 こじまや(射水市大門新13)

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 11月28日(金) 午後2時から
- ・射水市役所 布目庁舎301号室

農業委員活動記録(26年度上半期(4~9月分))について

農地パトロール概要報告について

議 長 舟木 康眞

署名委員 熊西 忠治

署名委員 土合 正夫

第三十五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十六年十一月十日
至 平成二十六年十二月一日